

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市報定期第 129 号 別冊

総 ㇿ 第 295 号
令和 5 年 2 月 17 日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市長 山中 竹春



包括外部監査の結果に基づく措置等について (通知)

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたので、その旨を別添のとおり監査委員に通知します。

担 当 : 総務局コンプライアンス推進室
電 話 : 671-2329
e-mail : so-comp@city.yokohama.jp

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
1	R03	政策局	【意見全-3】	35	横浜市全体	収支報告書の説明欄の活用について	<p>指定管理者のモニタリングにおいて、支出経費の妥当性を判断するためには、各支出科目の内訳の確認が必須であり、予算施行状況の適切性を判断するためには、予算決算差額の原因となった主な項目の内容やその金額の確認は必須事項と考えられる。</p> <p>説明欄についての記載を今後も継続することを前提とすると、説明欄に必ず記載しなければならない項目、任意に記載できる項目、記載してはいけない項目等を明確にし、横浜市として、記載項目に対するモニタリング方法についても統一した方針を準備する必要がある。</p> <p>予算額と決算額に一定額または一定割合以上の乖離が発生している項目についてはその原因（金額も含む）を記載することが求められる。また、指定管理料全体に対して一定割合以上を占める金額的に重要な経費やモニタリング項目として質的に重要な経費についてはその内訳を記載することも求められる。一方、収支報告書が数値に関する情報という性質を考えると、実施した事業についての文章や経費の詳細な説明などは記載すべきではないと考えられる。</p>	<p>効果的なモニタリングの実施のためには、収支報告書の説明欄の活用は必要であると考えます。そのため、各項目に記載すべき内容などは、御意見のとおり必須項目や任意記載項目、記載不可項目などを明確にするとともに、予算における金額の乖離や質的に重要な経費などの記載についても考え方を整理のうえ、モニタリングの統一的な対応を今年度末のマニュアル改定の際に明記し、周知を図ることで適切な運用を図ります。</p>
2	R03	政策局	【意見全-4】	36	横浜市全体	収支報告書の補正予算欄の活用について	<p>補正予算を適正に活用し、管理の実効性を高めるためには、自主事業の大幅な見直しや管理運営体制の変更を行った場合、指定管理者が法人の決算で指定管理に係る事業の補正予算を組んだ場合など、当初予算から一定割合の変更が生じた際には必ず補正予算欄への記載を義務付ける必要がある。</p> <p>なお、これらについて各施設所管課や担当者で個別に対応することは技術的に難しい。横浜市として補正予算欄に記載を行うべきパターンを明示し、適正な収支報告の作成と適切な運用を図るよう指導することが求められる。</p>	<p>御意見のとおり、管理の実効性を高めるためにも、収支報告書の補正予算欄の活用は必要であると考えますので、そのためにも、当初予算から一定割合の変更が生じた場合には、記載を義務付けます。想定される記載パターンなど整理し、今年度末のマニュアル改定の際に明記し、周知を図ることで適切な運用を図ります。</p>
3	R03	都筑区	【意見14-4】	150	横浜市東山田スポーツ会館	目的外使用について	<p>占用許可はあくまでもネクスコが市に対して行ったものであるが、自動販売機からの収入及び自動販売機の設置に係る経費は指定管理者の収入及び費用として計上されている。</p> <p>今後、当施設において自動販売機の設置を継続するにあたっては、自動販売機設置により発生する収益費用の帰属先が指定管理者となる法的根拠を明確化するよう検討されたい。</p>	<p>当該自動販売機は、いずれも施設の軒下に設置されています。そのため、「道路占用許可を得た土地への設置」ではなく、「建物内への自動販売機設置」として取扱い、収益及び費用を指定管理者のものとして計上します。</p> <p>あわせて、行政財産の目的外使用許可申請を指定管理者から市に提出させることで、令和5年度より目的外使用料を徴収の上、自動販売機の設置を継続することとします。</p>
4	R03	市民局	【意見19-1】	190	横浜国際プール	収支報告書の様式について	<p>横浜市は指定管理者に収支報告の提出を求める際、予め様式を調整することで、指定管理者が準拠している会計処理及び財務報告の基準によって作成された報告書の活用や、必要に応じて勘定科目内訳書等の附属資料の活用など、事務作業の効率化と報告内容の明瞭性を確保するための手法を検討されたい。</p>	<p>本市では、各市民利用施設における収支状況を横並びで比較し、利用者負担の適正化等を継続的に行っていく事を目的として、収支報告書の様式を原則統一しています。意見の内容について検討しましたが、指定管理者ごとに基準の違う報告書では上記目的の達成は困難と判断しました。</p> <p>しかしながら、「事務作業の効率化と報告内容の明確性の確保」という意見の趣旨を踏まえ、会計処理及び財務報告について、指定管理者と協議しながら適宜効率化を図ってまいります。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
5	R03	市民局	【意見19-4】	192	横浜国際プール	備品等の購入、修繕等における費用の負担について	<p>指定管理者施設で使用する備品等については、施設の設置者である横浜市と指定管理者のどちらが購入すべきかについては、それぞれの責任や権限を明確にし、金額的な重要性も勘案してルールを定めることが望まれる。その際には、指定管理者制度の趣旨に則り、施設の重要な機器・備品の更新のみならず、施設の維持向上等にあたり必要不可欠と横浜市が考える修繕等については、横浜市の負担により実施し、指定管理者に提供することを検討されたい。</p>	<p>横浜国際プールの施設の備品の調達や修繕の費用負担については、金額的な重要性も勘案して、あらかじめ「公募要項」や「業務の基準」上で指定管理者と横浜市の責任を明確にしたうえで実施している。</p> <p>なお、入退場ゲートシステム・更衣室ロッカールの調達については、既設の備品が引き続き使用できることが判明したことから、指定管理者との協議の結果、調達を不要としました。</p>
6	R03	環境創造局	【意見25-1】	255	動物園	動物園に附帯する駐車場からの収益について	<p>今後も動物園に附帯する駐車場から王味財産が生じることが見込まれるため、あらためて横浜市への収益還元や公益事業の実施が適切に行われるよう、横浜市としてモニタリングしていくことが望まれる。</p> <p>(中略)横浜市としては、指定管理者が公益法人の場合、遊休財産を減らそうとするインセンティブが働く可能性があるという視点を持ち、モニタリングすることが必要である。</p> <p>具体的には、緑の協会が実施している自主事業について、普及啓発等の費用対効果を検証し、実施内容が適切であることを確認することが望ましい。</p> <p>(中略)現行の通りに、指定管理者が動物園に附帯する駐車場の管理許可を得て運営を行うケースと、横浜市が動物園に附帯する駐車場の運営を直営で実施するケースとを定量的に比較した上で、定性的な評価についても加味し、あらためて動物園に附帯する駐車場の運営方法について検討することが望ましい。</p>	<p>「収益還元や公益事業の実施が適切に行われるよう、横浜市としてモニタリングしていくことが望まれる。」及び「緑の協会が実施している自主事業について、普及啓発等の費用対効果を検証し、実施内容が適切であることを確認することが望ましい。」については、外部委員による外郭団体の協約マネジメントサイクルや指定管理事業の評価制度の事業モニタリングなどを通じ、評価、検証してまいります。</p> <p>また、動物園に附帯している駐車場の運営方法については、定量的及び定性的な視点から検討を行いました。駐車場の管理を横浜市で直接運営、すなわち横浜市から他の事業者へ委託した場合、駐車場料金は市の収入増となるものの、管理許可使用料の収入減、委託費及び現在のサービス水準を維持するための必要経費の支出増を加味すると、赤字となります。</p> <p>さらに繁忙期における交通対策、駐車場の入出庫管理、動物園の入退園などの一体的な管理や駐車場で車両事故やクレーム等が発生した場合にも動物園の常駐者による対応が難しくなることなどから、駐車場の運営に支障をきたしかねず、市民サービスの観点から引き続き指定管理者が動物園との一体的な管理をすることが望ましいという結果となりました。</p>
7	R03	環境創造局	【意見25-4】	260	動物園	指定管理者の収支報告の記載について	<p>①3園共通の自主事業展開もあるが、収支についてはそれぞれの園での集計が可能であると見込まれるため、動物園ごとにより適切な収支報告を行う観点から、自主事業の収支報告について、応募要項に記載の通り動物園別の収支報告を実施されたい。</p> <p>②今後は法人会計区分で計上している管理費のうち、動物園事業に負担させる部分については、収支報告の一般管理費に上乘せ計上させることが適切な収支の把握の観点から必要である。</p> <p>③動物園3園合計と動物園ごとの「収支予算書及び報告書」の物件費の内訳については、「差引欄」の金額が予算額－決算額ではなく、予算額＋決算額で表示されているので、正しく報告させる必要がある。また、「説明欄」に何らの記載もないので、予算額と決算額に大幅な乖離がある場合の説明や、利用料金の説明欄に入園者数を記載するなど、有用な収支報告の仕組みを構築されたい。</p>	<p>「指定管理者の収支報告の記載について」のうち、自主事業の記載については、令和3年度の自主事業の収支報告を動物園別に記載することとしました。また、動物園3園合計と動物園ごとの「収支予算書及び報告書」の物件費の内訳については、差引欄の金額が誤記載だったため、「予算額－決算額」の金額に修正しました。</p> <p>「指定管理者の収支報告の記載について」のうち、管理費の取り扱い(法人会計区分で計上している管理費のうち、動物園事業に負担させる部分については、収支報告の一般管理費に上乘せ計上させること)については、政策局共創推進課から6月の措置状況報告の際に示された考えを踏まえ、動物園事業に負担させる部分については既に計上しており、改めて現在法人会計区分で計上している経常的経費について、動物園事業として一般管理費に上乘せ計上することはできません。</p> <p>なお、「適切な収支の把握」という意見の趣旨をふまえ、今後は、毎年度の収支計画書や事業報告書提出時にその内訳が分かる資料の提出を求めるとし、法人会計区分で計上している経常的経費について、改めて指定管理者との間で共通認識を持ち、適切な収支把握に努めていきます。</p> <p>また、「その他」のうち「説明欄」の有用な収支報告の仕組みの構築については、制度所管課である政策局政策局共創推進課より以下のような回答を得ています。「各項目に記載すべき内容などは、御意見のとおり必須項目や任意記載項目、記載不可項目などを明確にするとともに、予算における金額の乖離や質的に重要な経費などの記載についても考え方を整理のうえ、モニタリングの統一的な対応を今年度末のマニュアル改定の際に明記し、周知を図ることで適切な運用を図ります。」所管課としては、改定されたマニュアルに準じて適切な運用を図ります。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
8	R03	道路局	【指摘26-5】	276	横浜市道路附属物自動車駐車場	指定管理者変更時における回数駐車券の既発行分について（全駐車場）	<p>下記2点の仕組みの検討が必要であるものとする。</p> <p>第1に、特別協定書の内容を変更し、市道路局発行回数券の使用分について現指定管理者との間で一定の基準を設け使用分を精算する必要がある。</p> <p>但し、利用者の視点から考えると、市道路局発行分の回数券の所持が本事業地下駐車場利用への動機づけとなった可能性も排除できないことから、全額の精算は必要ないものとする。</p> <p>第2に、協定書等により、回数券の有効期間を設け、現指定管理者が発行する回数券の有効期間を指定期間末日とする等の制限を設けることで、次期指定管理者に不利益を与えない仕組みを整備する必要がある。</p>	<p>令和4年9月30日に特別協定書の内容の一部を変更する協定書を締結し、回数駐車券の既発行分が使用された場合は、使用分を精算することとしました。</p> <p>また、現指定管理者が令和4年11月25日以降に販売する回数駐車券について、有効期限を令和7年3月31日（指定期間末日）と決めました。</p>
9	R02	環境創造局	【意見11】	84	下水道事業マネジメント課	投資計画の早急な作成について	<p>現行の中期経営計画以降の施設の整備計画はあるものの、投資計画については次期中期経営計画に向けて現在策定中とのことであり、財政面への影響を踏まえ早急に作成することが望ましい。</p>	<p>令和4年度から令和15年度までの12年間の、投資計画を含めた財政計画を「横浜市下水道事業中期経営計画2022」において策定しました。</p>
10	R02	環境創造局	【意見14】	128	下水道事業マネジメント課	より長期の経営戦略の策定と市民への情報開示について	<p>総務省通知によれば計画策定期間は10年超が望ましいとされているところであり、市の計画策定期間は短く考えられる。また、第7期横浜市下水道事業経営研究会における「長期的な財政や財源確保の見通しに関する情報として対外的に発信していく必要がある」という提言に対しても、十分な対応がなされていない。</p>	<p>「横浜市下水道事業中期経営計画2022」において、財政計画を令和4年度から令和15年度までの12年間の計画として策定し、令和5年1月20日に横浜市HPにて公表しました。</p>
11	R02	環境創造局	【意見15】	130	下水道事業マネジメント課	事業量増大予測に伴った経営戦略策定について	<p>将来的な事業量は、担当課においてもその増大が見込まれているところであり、これに対する財源見通しを策定し、また、市全体の人材確保見通しを考慮した上で、中長期的な対策を検討するべきと考えられる。</p> <p>特に本市の場合、老朽化対策が今後より重要になってくると考えられ、これを反映した投資計画、費用計画を策定し、必要な財源見通しについて全体的な検討を実施していくべきと考えられる。</p> <p>また、職員の年齢構成などの調査は市の別部署において別途実施されており、このような情報も考慮に入れ、中長期的に経営戦略策定部署として必要と考える人員数の見通しを策定し、不足する場合には人材確保について市担当部署と協議する、もしくは、民間活用の更なる増加を検討するといった、事業量の増大に対応した人員計画を考慮した経営戦略を策定することが望ましい。</p>	<p>令和5年1月20日に策定・公表した「横浜市下水道中期経営計画2022」において、今後の事業量の増大を考慮した財源見通しを策定しました。また、同計画において、必要な取組の実施と経営の両立を目指すため、人材の育成・技術の継承、業務の効率化、多様な主体との連携の強化を図ることとしています。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
12	R02	環境創造局	【意見16】	131	経理経営課 (企業会計担当)	経営戦略策定における収支以外の情報の検討について	<p>総務省通知において作成が必須とはされていないものの、財務3表は、実際のキャッシュの動き、将来への備えも含めた余剰の状況、公営企業としての企業債の状況、損益計算書における使用料と費用の関係など、下水道事業の状況を中長期的に捉えていくには必要な情報と考えられるが、市では、中期経営計画策定時点では作成していない状況である。</p> <p>一方で、需要予測や膨大な設備の事業量予測に基づきインフラの維持を図り、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供していく事業である下水道事業においては、例えば、経営戦略を策定公表している他の下水道事業を営む公営企業では、下水道事業の企業債残高を長期的な目標・検証指標にしているところも多い。従って、使用者・市民への説明責任の観点から、また、将来像の見える化の観点から、前述の長期的な財政シミュレーションの策定においては、財務3表に関連する情報、例えば、下水道事業において保有するキャッシュの動き、将来への備えも含めた余剰の状況、公営企業としての企業債の状況、損益計算書における使用料と費用の関係など、についての見通しも含めて検討を進め、市民への情報開示を充実させることが望まれる。</p>	財務3表に関連する情報については、例示いただいた項目を含め、長期的なシミュレーションとして従来の計画期間4年間にさらに推計期間8年間を加えて検討を行い、令和5年1月20日に策定・公表した「横浜市下水道事業中期経営計画2022」に掲載するなど、市民のみなさまへの情報開示を充実させました。
13	R02	環境創造局	【意見20】	154	下水道事業マネジメント課	施設の地震・津波対策について	<p>「中期経営計画2018」において地震対策、津波対策の目標値は2021年度での達成目標数値が示されているのみであり、100%の達成がいつになるのかは示されていない。現状では未だ未対応の施設があるので、市民に対して100%対応に向けての目標を示し、早急に耐震化、津波対策を進め、その上で適時に進捗度を市民に報告することが望まれる。また、優先順位は地震対策、津波対策から下がるが、トイレ機能整備、浸水対策等についても同様に100%対応に向けての目標、進捗度等を示すことを検討されたい。</p>	<p>施策の達成目標については、各施策の緊急度や重要度、および必要事業量、財政状況、執行体制などを総合的に判断して、中期経営計画期間4か年で目標を設定しています。</p> <p>「横浜市下水道事業中期経営計画2022」では、トイレ機能整備などの施策の達成時期について、地域防災拠点におけるハマッコトイレの整備を令和5年度完了、災害拠点病院等の流末枝線下水道の必要な耐震化を令和11年度完了を目指すなどと示しています。</p> <p>進捗度については、計画期間の中間、終了時に行う中期経営計画振り返りの公表をすることで市民の皆様にお示しします。</p>